

組合・中小企業を
応援します!



動く つなぐ 結ぶ
組合・中小企業を
サポート

月刊中央会

2024 August



第799号

西日本最大級
総合展示会

国際フロンティア
産業メッセ2024

①(株)東光パネ工業社「引きパネ」②(有)フジイ研磨「3Dスキャナー等を用いた製品開発、図面制作技術」③Laugh Work Machine「ドームデント」④T-net(株)「切削工具」⑤日本特殊螺旋工業(株)「チタン合金ボルト」⑥播州織工業協同組合「播州織」



特集》国際フロンティア産業メッセ2024 兵庫県中央会・けんしんグループ出展

■中央会事業

- ◇しっかいや中央会 相談窓口
- ◇Makuake応援購入を活用した事業拡大セミナーを開催しました

■お知らせ

- ◇兵庫型奨学金返済支援制度
- ◇働き方改革推進支援助成金のご案内
- ◇兵庫県信用保証協会「経営力強化保証制度」が創設されました

■情報レポート

県内中小企業は、人手不足の影響や収益環境の悪化などを懸念する声が多く聴かれ、依然として厳しい状況が続く。

■お知らせ

- ◇育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の改正ポイント(全企業が対象です)
- ◇2024年11月1日からフリーランス法がスタートします

■コラム

◇中小企業のための経営レポート
～介護離職を防ぐために～ビジネスケアラーの現状について
有限会社未来教育設計 代表 吉住 裕子

■お知らせ

◇公正取引委員会による「出張! トリテキ(取引適正化推進)会議」

■広告

◇暑中見舞い広告等

■中央会からのお知らせ

- ◇兵庫県電気工事工業組合が女性部を発足 設立式典及び祝賀会を開催
- ◇第66回中小企業団体兵庫県大会 被表彰候補者推薦のお願い
- ◇新規高等学校・特別支援学校卒業予定者の雇用機会の確保について

中央会からのお知らせ

兵庫県電気工事工業組合が女性部を発足 設立式典及び祝賀会を開催

兵庫県電気工事工業組合は、このたび全国の電気工事工業組合で16番目となる「女性部」を設立しました。

当組合は兵庫県下唯一の電気工事業に係わる工業組合として、「電気工事業を営む中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行い、これらの者の公正な経済活動の機会を確保すること」を主目的として活動しています。

女性部設立の動きは、全日本電気工事業工業組合連合会が掲げる「もっと女性が活躍できる電気工事業界を目指す」というテーマに沿ったもので、全日本電気工事業工業組合連合会は2028年度までに24電気工事工業組合で女性部を設立することを目指しています。

7月23日にANAクラウンプラザホテル神戸で設立式典・祝賀会が開催され、兵庫県中小企業団体中央会 専務理事 谷口 幸史、兵庫県中小企業青年中央会 会長 柏木 亮太氏、兵庫県電設資材卸業協同組合 理事長 小林 義昭氏、ほか多数の方々から祝辞が送られました。また、設立式典においては、女性部会長に就任した株式会社みつば電気 代表取締役社長 岡本 光代氏より設立宣言が行われ、今後の女性部の活動に対する熱い想いを語られました。



設立式典・祝賀会 集合写真



女性部 岡本 光代会長の設立宣言

第66回中小企業団体兵庫県大会 被表彰候補者推薦のお願い

兵庫県中央会では、11月12日(火)に開催予定の「中小企業団体兵庫県大会」の席上で、永年中小企業発展のために寄与された会員の「優良組合」「組合功労者」並びに「事務局優秀専従者」に表彰状を授与し、その功績を称えることとしています。是非、皆様の組合から被表彰候補者をご推薦ください。

＜担当:総務課 佐藤＞

推薦締切日 令和6年9月6日(金)【必着】

◇推薦基準や推薦方法は、当会ホームページでご確認ください。
https://www.chuokai.com/66kentaikai_suisenirai/



新規高等学校・特別支援学校卒業予定者の雇用機会の確保について

兵庫県知事、兵庫労働局長、兵庫県教育長の3者連名により、7月1日付けで兵庫県中央会に対して、高等学校・特別支援学校の卒業生が希望の職に就き、やりがいを持って仕事ができるよう来春の求人拡大も含め、雇用機会の確保に取り組んでほしいと要請がありました。

要請の中で、オンライン面接に対応できない応募者に対し不利益な取り扱いを行わないこと、障害のある生徒の能力や特性を考慮した適切な雇用の場を提供すること、新卒者に対する内定取り消しを行わないことなど、応募機会の確保と雇用の安定に向けた5項目の依頼がありました。



月刊中央会
①
(オー)

兵庫県中小企業団体中央会時報第799号(2024年8月5日号)(毎月1回5日発行)
発行所/兵庫県中小企業団体中央会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号兵庫県民会館3階
本誌は組合等情報提供事業として発行しております。購読料/部33円(会員の購読料は会費に含まれています。)

TEL(078)3312045



兵庫県中小企業団体中央会
<https://www.chuokai.com>

西日本最大級
総合展示会

国際フロンティア
産業メッセ2024

兵庫県中央会・けんしんグループ出展

兵庫県内を中心とした企業や大学・研究機関等が出展する西日本最大級の産業展示会「国際フロンティア産業メッセ2024」が神戸で開催されます。兵庫県中央会と兵庫県信用組合（けんしん）は、県内の中小企業のビジネス機会の創出や促進を目的にグループ出展を支援しています。ご来場の際には【兵庫県中央会・けんしんブース】へお立ち寄りください。

日時

2024年9月5日 木～6日 金 10:00～17:00

場所

神戸国際展示場 1号館・2号館
(神戸ポートアイランド)

入場料

無 料

アクセス

○「三ノ宮」駅からポートライナー
「市民広場」駅にて下車約5分
○新幹線「新神戸」駅から車で約15分
○神戸空港からポートライナー
「市民広場」駅にて下車約5分

国際フロンティア産業メッセ

検索

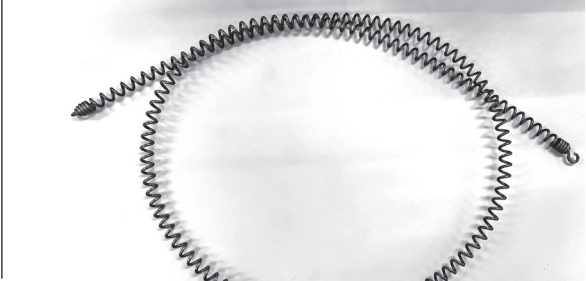
★来場事前登録やセミナー・イベントへのお申し込みについては公式ホームページをご覧ください。

【出展者】

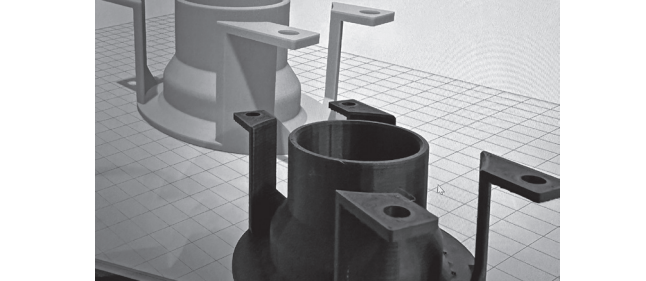
企業名／HP	出展内容
(株)東光バネ工業社 https://toko-bane.com/	バネの展示 手巻きバネ体験
(株)ハンシン https://www.kk-hanshin.co.jp/	最先端加工機の切削加工品
(有)フジ研磨 https://fujikenma.moo.jp/	リバースエンジニアリング 産業用ロボットを活かしたものづくり 3D プリンタによるものづくり
(株)ヤマキン https://www.yamakins.co.jp/	CNC 複合機を用いて加工した様々な材質の精密部品
Laugh Work Machine https://www.instagram.com/laugh_work_machine/	骨組みから天幕まで全てを自社にて製作している完全日本製のドームテント
(株)アダチ https://adachi11.co.jp/	ネイルシール
(株)加西産業 https://www.kasaisangyo.co.jp/	プラスチック成形品（単色・2色・DSI 成形）
(株)ケイアイエスコポーレーション https://www.kis1.net/	ホテル・旅館向け PMS パッケージシステム「宿の匠」（ネット予約と連動した予約管理および直予約の双方向自動残室管理）
(株)双英理研 http://soueiriken.co.jp/	石英・セラミックス加工品
(株)大門 http://www.e-daimon.co.jp/	物流関連サービス

企業名／HP	出展内容
大和美術印刷(株) https://www.daiwa-ap.co.jp/	展示会・採用活動のブース装飾 販促ポスター・パネル印刷
T-net(株) https://t-net-kk.co.jp/	当社切削工具製造品（高硬度切削用エンドミル） 切削工具各種再研磨、再コーティング品（エンドミル各種・ドリル、カッター等）
日本特殊螺旋工業(株) http://www.b-titanium.com/	チタン合金および難削材加工品
播州織工業協同組合 http://ban-ori.com/	サスティナブルな機能性加工（自然な洗い加工・起毛加工）と播州織
NPO法人ひょうご新民法21 http://www.shinminka21.com/	ちょうの家（兵庫県の気候・風土にあった長期優良住宅）
富士デジテック(株) https://fujidigitech.jp/	鉄道車両用放送装置、電子警報器 鉄道車両用ドア誤開閉防止装置（プラットフォーム検知器） 超音波ネズミ忌避装置
(株)藤原 http://www.k-fujiwara.jp/	鋳型中子製造 ワークショップ・フィールドパビリオンを絡めた PR
村北ロボテクス(株) https://murakita.co.jp/	草刈りロボット
(有)ヤマモトオフィス https://kyuyo-nenmatsuchousei-keisan.jimdofree.com/	kintone、freee、Google 等クラウドシステムを組み合わせでの人事領域の業務改善作業 タスク管理、日報簡易作成、チャット GPT を利用した人事評価

(株)東光バネ工業社[引きバネ(ガスタービン用)]



(有)フジ研磨[3Dスキャナー等を用いた製品開発、図面制作技術]



Laugh Work Machine[ドームテント]



T-net(株)[切削工具]



日本特殊螺旋工業(株)[チタン合金ボルト]



播州織工業協同組合[播州織]



＜担当：連携推進課 森田＞

**あらゆる経営のご相談を
ワンストップで支援いたします！**

**日頃思っている事、
考えている事、
何でもどうぞ！**

もっと販路を拡げたい
新商品で売り上げを
伸ばしたい

事業承継をしたいけど
何から手をつけたらいいの？

経営革新について知りたい

**相談
窓口**

しっかいや中央会

お問合せ・お申込み

「しっかいや中央会」事務局
兵庫県中小企業団体中央会
経営相談室

TEL:078-331-2045
Mail: s02@chuokai.com

【お知らせ】

人手不足対策等で、働き方の見直し・
労働生産性の向上の必要性を感じながら
具体的な取組みに悩んでいる会員の方に、兵庫県
中小企業団体中央会の制度で、専門家による企業
診断を無料で受けられる制度をご紹介します。

令和6年度起業支援連携強化事業 Makuake応援購入を活用した事業拡大セミナーを開催しました

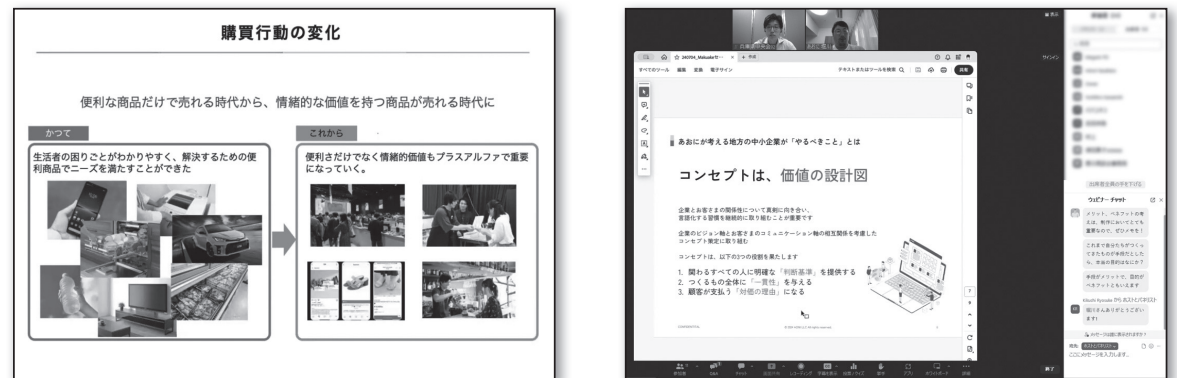


兵庫県中央会では、7月4日(木)オンライン(Zoom)にて「Makuake応援購入を活用した事業拡大」をテーマにセミナーを開催しました。昨今、企業や消費者においてクラウドファンディングの認知度が高まるなか、同社はサービスを「クラウドファンディング(資金調達)」から「応援購入」へ呼称を変更し、消費者とのWEBコミュニケーションを通じて事業拡大を目指す事業者にとって更に効果的なサービスとなりました。

セミナーでは第1部で㈱マクアケ プロジェクト推進本部 執行役員 菊地凌輔氏よりMakuakeの基本的な仕組みや昨今の購買行動の変化、利便性だけでは差が付きにくい市場で支援者に受け入れられるプロモーション戦略、同社プラットフォームを通じたコミュニケーションについて解説いただきました。

第2部では中央会より本年度、新たな支援アプローチとしてエントリー企業全社に対する個別相談会の実施及び事業スキームについて説明。また、個別相談及び制作支援を受け持つ合同会社おに 代表・クリエイティブディレクター 堀川雄一氏からは、個別相談で企業に伺いたい自社商品の価値の設計、プロジェクト終了後の長期的なブランド戦略等の考え方について解説が行われました。

＜担当：情報企画課 阿部＞



兵庫型奨学金返済支援制度

兵庫県では中小企業の人材確保や若者の県内就職・定着を図るため、「兵庫型奨学金返済支援制度」を設け、若手従業員の奨学金返済を支援している企業とその従業員に対し、補助を実施しています。

今年度から制度を拡充し、補助期間を従来の5年間から最大17年間に延長することで、若手従業員の経済的負担をさらに軽減するとともに、県内企業の人材確保を後押しします。

- 対象企業：県内に本社がある中小企業で、従業員に対し奨学金返済負担軽減制度を設けている。
- 対象従業員：対象企業に勤務する40歳未満の正社員で、日本学生支援機構の奨学金を返済している。
- 補助額：年間返済額の2/3（上限12万円）

◆ 県と企業の負担イメージ ◆

年間返済額 18 万円	
6 万円 (企業の実質負担額)	12 万円 (県負担：企業補助6万円＋従業員補助6万円)

○対象期間：対象者1人につき最大17年間

最大補助期間	補助総額	認定企業
5年	90万円 (うち県60万円)	県内に本社がある中小企業
10年	180万円 (うち県120万円)	SDGs宣言企業 フレッシュミモザ企業 いずれか2つが該当 ワーク・ライフ・バランス宣言企業
17年	306万円 (うち県204万円)	SDGs認証企業 ミモザ企業 いずれか2つが該当 ワーク・ライフ・バランス認定企業又は ワーク・ライフ・バランス表彰企業

問い合わせ先：一般財団法人兵庫県雇用開発協会 Tel 078-362-6583

各認定制度の取得企業等は
サイト上で公開しています。

奨学金返済支援

SDGs

ミモザ

ワーク・ライフ・バランス

働き方改革推進支援助成金のご案内

生産性を高めながら労働時間の削減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的としています。

働き方改革推進支援助成金には、以下の4つのコースがあります。

業種別（建設業、運送業、病院等）課題対応コース

生産性を向上させ、時間外労働の削減、週休2日制の推進、勤務間インターバル制度の導入や医師の働き方改革推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。



労働時間短縮・年休促進支援コース

生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。



勤務間インターバル導入コース

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、平成31年4月から、制度の導入が努力義務化されています。このコースでは、勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

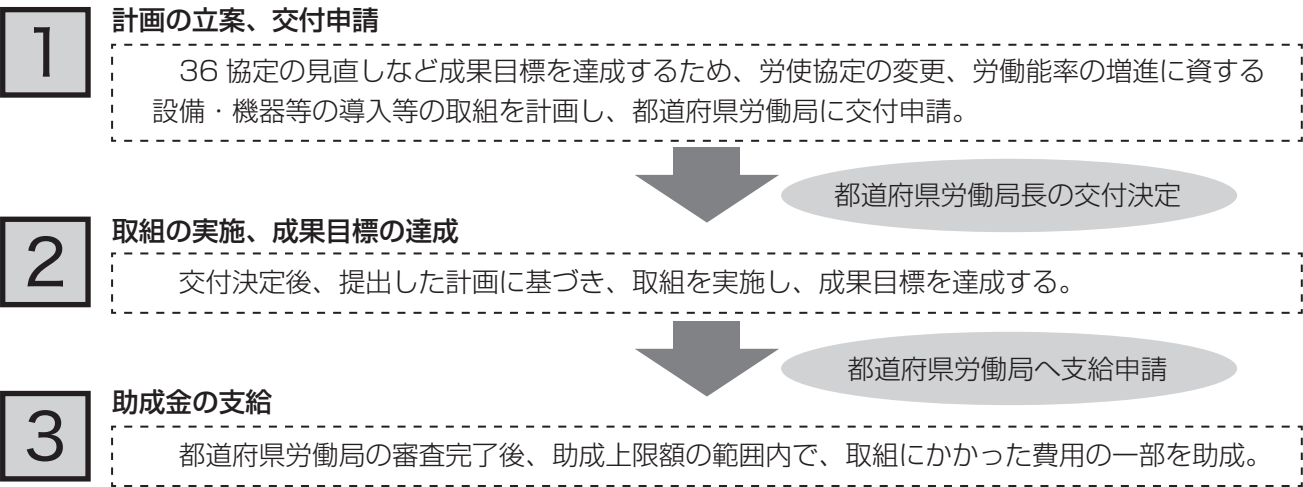


団体推進コース

事業主団体などが、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引き上げに向けた取組を実施した場合に、重点的に助成金を支給します。



【支給までの流れ】（例）業種別課題対応コースの場合



お問い合わせ先 兵庫労働局雇用環境・均等部企画課 TEL：078-367-0700

経営の改善・強化を後押しする 新たな保証制度が創設されました

7月1日
開始

伴走支援型特別保証制度の当協会での取扱いが、令和6年6月末で終了しましたが、積み上がったコロナ融資の返済負担の増加や原材料価格の高騰等、事業者の皆さまにとって厳しい経営環境が続く中、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携し、金融支援にとどまらず、事業計画の策定支援や継続的な経営支援により経営の改善や強化を後押しする「経営力強化保証制度」が創設されました。

「経営力強化保証制度」の概要

申込人資格要件	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う方		
保証限度額	2億8,000万円（組合等の場合、4億8,000万円）		
資金使途	事業計画の実施に必要な資金 ※一般保証およびセーフティネット保証5号に限り ※セーフティネット保証5号は、所定の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る既往借入金の借り換えを含む場合に限り利用できます		
保証期間	●一括返済の場合：1年以内 ●分割返済の場合：運転資金5年以内、設備資金7年以内 （注）本制度によって保証付の既往借入金を借り換える場合は10年以内とします （注）分割返済の場合の据置期間は、それぞれの期間のうち1年以内となります		
連帯保証人	必要となる場合があります ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	担保	必要に応じて提供していただきます
保証料率	●一般保証については、借入金額に対し、年0.45%から1.75% ※原則、通常の保証料率よりも一区分低い料率が適用されます ●セーフティネット保証5号については、年0.80%		
貸付利率	金融機関所定利率 ※兵庫県融資制度「経営力強化貸付」を利用する場合は年1.20%（固定利率）	保証割合	責任共有制度対象
必要書類	所定の保証申込書類のほか、以下の書類が必要となります （1）「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 （2）事業行動計画書（申込人が策定したもの） （3）セーフティネット保証5号の認定書（セーフティネット保証5号を利用する場合）		
その他	●申込は金融機関経由となります ●兵庫県融資制度「経営力強化貸付」がご利用いただけます ●金融機関は、原則四半期に1回経営の状況を確認し事業者から計画の実行状況等の報告を受けるとともに、原則年1回、信用保証協会に財務状況や経営支援状況等を報告し、必要に応じ認定経営革新等支援機関と連携し事業者計画修正の指導・助言や追加的な経営支援を行うなどの一定の責務等があります		

※上記は概要です。詳細については各事務所・支所にお問い合わせください。

HPはこちらから



兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

〒651-0195
神戸市中央区浪花町62番地の1
TEL.078-393-3900（代表）



情報レポート

令和6年7月8日集計

概況

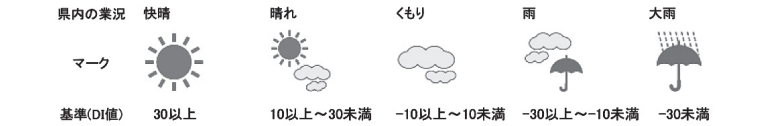
県内中小企業は、人手不足の影響や収益環境の悪化などを懸念する声が多く聴かれ、依然として厳しい状況が続く。

内閣府が6月27日に公表した月例経済報告で、景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続に伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

一方兵庫県内の中小企業では、前年同月比のDI値の景況、収益、資金が改善したが、売上が悪化した。今月も人手不足の影響や収益環境の悪化などを懸念する声が多く聴かれ、県内の中小企業の経営環境は依然として厳しい状況が続いている。

業種別景況天気図（前年同月比）
令和6年6月（7月集計）分

業種	項目	景況	売上	収益	資金
製造業	景況	☁️🌂 -21%	☁️🌂 -29%	☁️🌂 -15%	☁️ -9%
	天気	☁️🌂	☁️🌂	☁️🌂	☁️
非製造業	景況	☁️🌂 -21%	☁️ -3%	☁️🌂 -18%	☁️🌂 -21%
	天気	☁️🌂	☁️	☁️🌂	☁️🌂
総合	景況	☁️🌂 -21%	☁️🌂 -16%	☁️🌂 -16%	☁️🌂 -15%
	天気	☁️🌂	☁️🌂	☁️🌂	☁️🌂



業界の声

製造業

食料品.....
先月同様、コロナ明け効果にて販売量は微増である。業界は大手を筆頭に売上好調を継続している。チョコレートやオレンジジュースの価格が、高騰している中、秋の原材料値上げを見据えて模様眺めの状態。

繊維工業.....
受注生産数量は低迷を続けている。先物契約状況も不透明であり、回復の見通しが立たなければ廃業を余儀なくされる企業が生じてくる。

印刷.....
長引く市況の軟調と物価高騰のインパクトが経営合理化で吸収しきれない状況になっており、今後も危機感が増すばかりである。

化学・ゴム.....
市況は相変わらず厳しい。コストアップを吸収しきれない状況が続いている。

一般機器.....
少しずつだが売上が増えている感じがするが、まだ数字に現れるほどではない。原材料価格の上昇、人手不足等色々な問題があるが、次の課題に向かう気持ちの大きな助けとなる。

その他.....
引き続き業界の景気は悪い状態にある。

非製造業

卸売業.....
仕入単価上昇や人件費負担の拡大から販売価格への転嫁が必要となるが、今までも複数回の引き上げを行っており、タイミングが難しい。

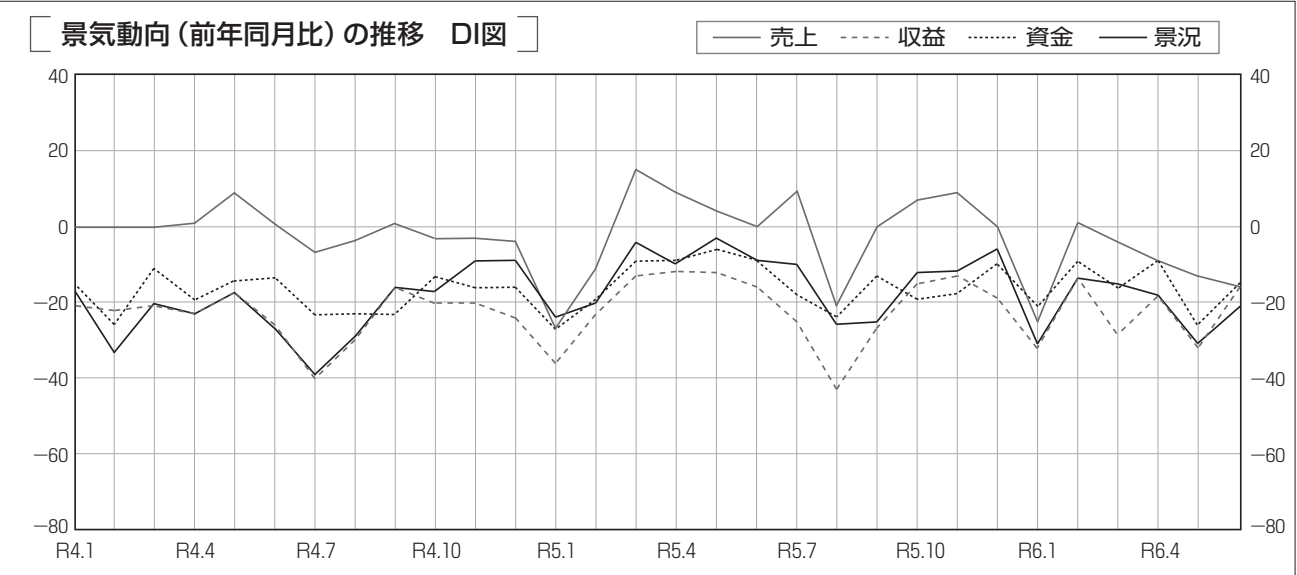
小売業.....
売上状況については、低調な状態が続く。運営経費の膨張も然る事ながら、空調機の修繕費、雨水の漏水等で漏水箇所の特定調査や補修に、多額の経費計上を余儀なくされている。

商店街.....
物価の高騰が落ち着き、現在の経済環境が安定しない限り、消費者の購買意欲は上向かないであろうし、今後も厳しい状況が続くものと思われる。全体的に業況に大きな変化はない。

サービス業.....
物価高の影響により消費者の消費性志向が急激に弱まっていることで、6月は前年割れを起こしている。また、時給を上げてでも求人に応募がない状況が続いており、店舗の運営が厳しい状況となっているため、定休日を増やすなどの手段を取らないといけない一方で、定休日を増やすと売上が減るといふ悪循環に陥っている。

建設業.....
市の水道局と合同で、商店街でPRイベントを開催した。多くの市民に当組合をPRすることができた。

運輸業.....
貨物量は前月に続き、低調なままであるが、ドライバーの時間外労働の上限規制の関係でドライバー不足は顕著なものになってきており、その分運送会社同士の取引は活発になってきている。



DI (Diffusion Index) とは？
景気が「上向き」か「下向き」かという、景気の方向性を示す指数。DI値は、調査対象組合に「好転」「不変」「悪化」というような選択肢の質問を行い算出している。
◆DI値＝（「増加」・「好転」した組合数－「減少」・「悪化」した組合数）÷回答組合数×100

土地や家屋を取得した場合は
不動産取得税が課税されます。

令和5年4月1日以降に不動産を取得し、登記所で登記された場合は、申告は不要です。

国外に住所等を有している方が不動産を取得した場合や、不動産取得税を納める前に
国外に転出する場合には、日本国内に在住されている方を「納税管理人」として選定する
必要があります。

詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

<兵庫県・県税事務所>

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の改正ポイント
(全企業が対象です)
～令和7年4月1日から段階的に施行～ 詳細は今後省令等で定められます。

I：育児・介護休業法の改正ポイント

①柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務になります

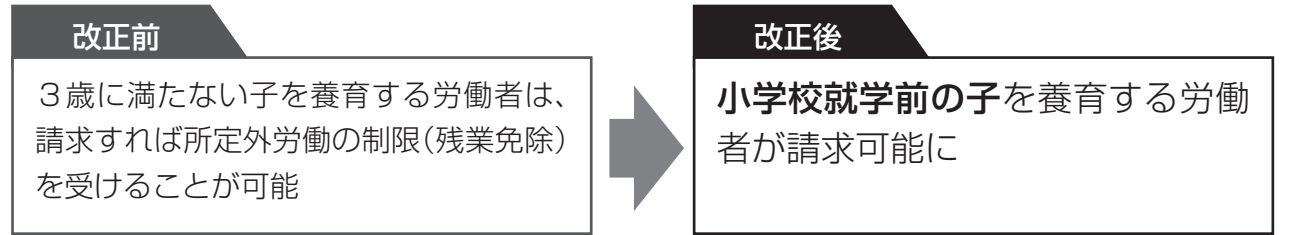
施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

- 3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する
- ※柔軟な働き方を実現するための措置
- 事業主が選択した措置について、労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

※柔軟な働き方の詳細は、次ページ<イメージ>参照

②所定外労働の制限（残業免除）の対象が拡大されます

施行日：令和7年4月1日



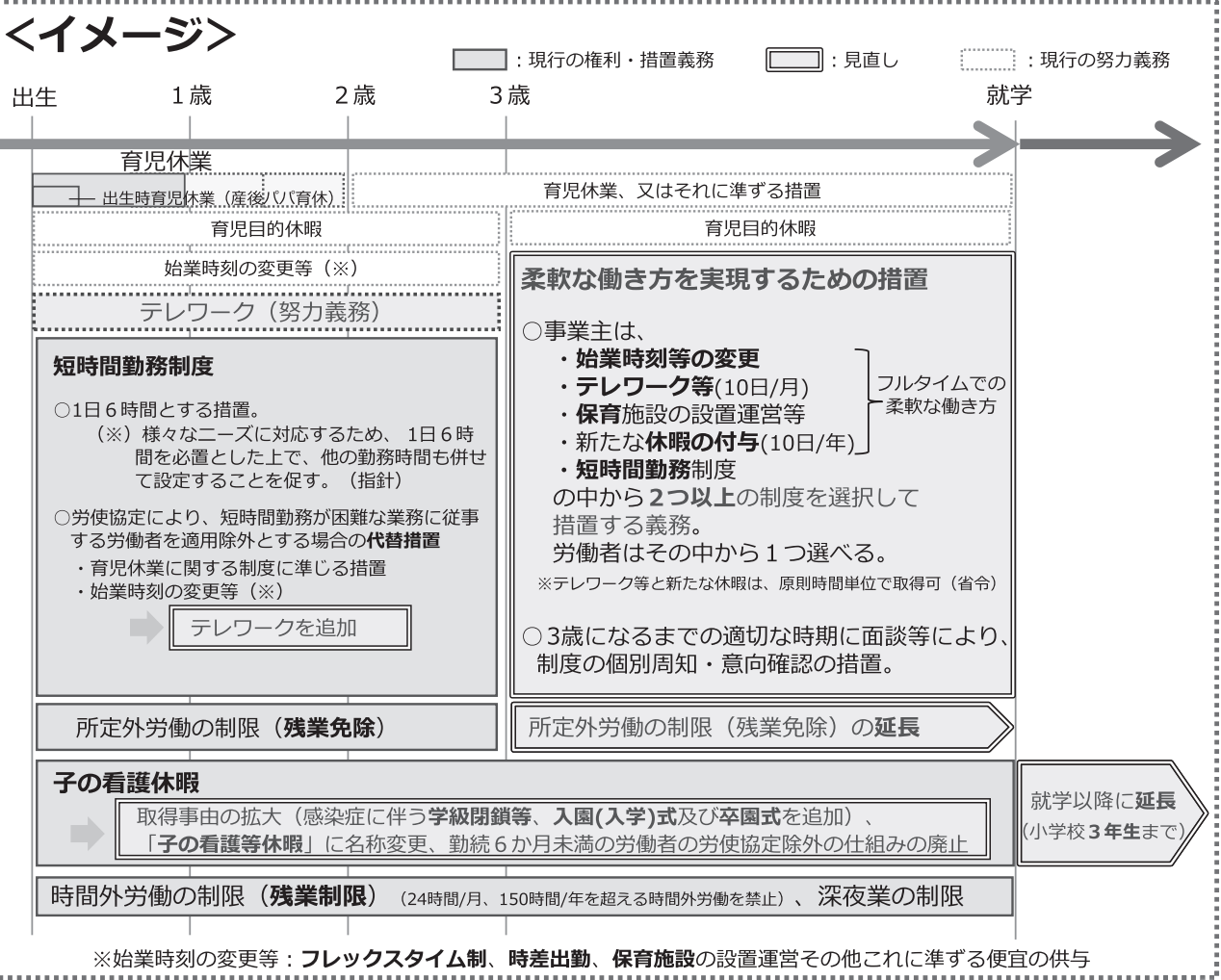
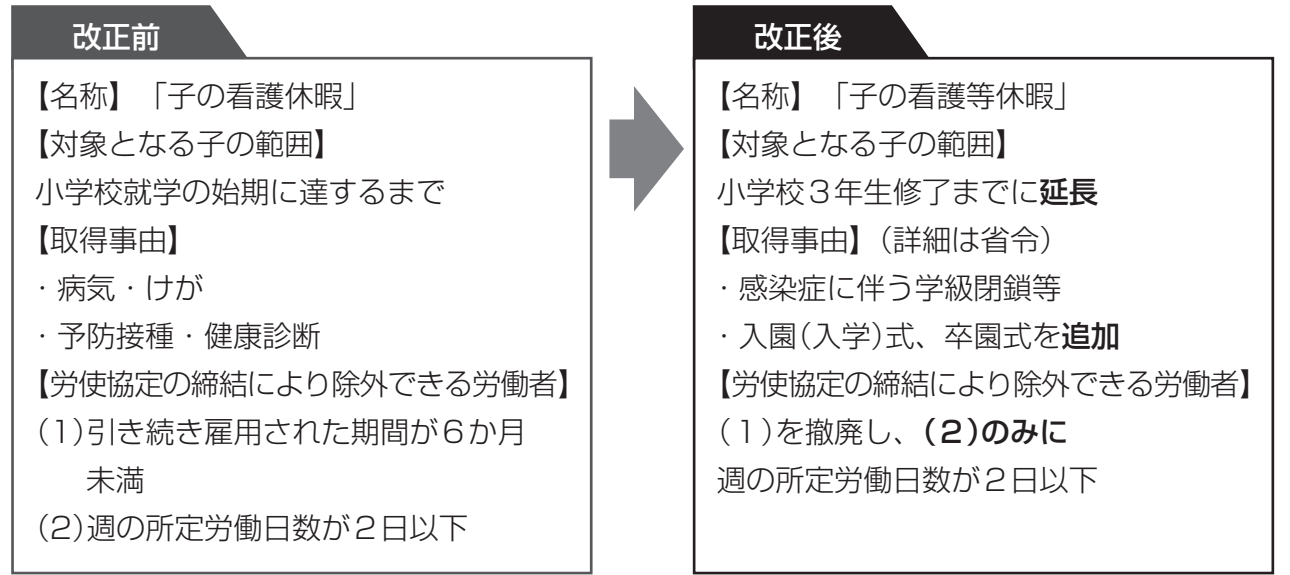
③育児のためのテレワークの導入が努力義務化されます

施行日：令和7年4月1日

- 3歳に満たない子を養育する労働者が、テレワークを選択できるように措置を講じることが、事業主に努力義務化されます。

④子の看護休暇が見直されます

施行日：令和7年4月1日



⑤仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主の義務になります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

⑥育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大されます

施行日：令和7年4月1日

現行では、従業員数1,000人超の企業に公表が義務付けられています。

⑦介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務になります

施行日：令和7年4月1日

II：次世代育成支援対策推進法の改正ポイント

①法律の有効期限が、令和17年(2035年)3月31日までに延長されました

施行日：公布の日(令和6年5月31日)

法律の期限延長にともない、くるみん認定制度も継続されますが、今後、省令により認定基準の一部を見直すこととしています。

②育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定が義務付けられます

施行日：令和7年4月1日

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法に関するお問い合わせ先
兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課
TEL：078-367-0820 受付時間：8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

お知らせ

お知らせ

フリーランスが安心して働ける環境のために 新しい法律ができました。 ～2024年11月1日からフリーランス法がスタートします～

法律の目的

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者間の取引の適正化
- ②フリーランスの方の就業環境の整備

法違反にならないよう
発注事業者の方も
ご確認ください

この法律でのフリーランスの定義：

業務委託の相手方であって、従業員を使用しないもの 業種／業界の限定はありません！

- ・企業に属さず個人で働く方
- ・従業員のいない法人（例：一人社長）
- ・一人親方と言われるような、建築・建設現場の職人
- ・年齢制限もないので、高齢者の方も含まれます

「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」「企業が相手であっても、売買であって委託ではない」事業者は、この法律における「フリーランス」には該当しません。

法律の主な内容

取引の適正化

2つの義務

①取引条件の明示

フリーランスに対して業務委託した場合、直ちに、業務内容、報酬の額などの取引条件を書面または電磁的方法（メール、SNSのメッセージ等）で明示しなくてはなりません。

②期日における報酬支払義務

報酬の支払期日は、発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り短い期間内で定め、一度決めた期日までに支払う必要があります。

7つの禁止事項

フリーランスに対して1か月以上の業務を委託した場合には、7つの行為が禁止されています。

- ①受領拒否（注文した物品または情報成果物の受領を拒むこと）
- ②報酬の減額（あらかじめ定めた報酬を減額すること）
- ③返品（受け取った物品を返品すること）
- ④買いたたき（類似品等の価格または市価に比べて、著しく低い報酬を不当に定めること）
- ⑤購入・利用強制（指定する物・役務を強制的に購入・利用させること）
- ⑥不当な経済上の利益の提供要請（金銭、労務の提供等をさせること）
- ⑦不当な給付内容の変更・やり直し（費用を負担せずに注文内容を変更し、または受領後にやり直しをさせること）

就業環境の整備

4つの義務

①募集情報の的確表示

広告などによりフリーランスの募集情報を提供する際には、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならず、また、募集情報を正確かつ最新の内容に保たなければなりません。

②育児介護等と業務の両立に対する配慮

フリーランスに対して6か月以上の業務を委託している場合、フリーランスからの申出に応じて、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければなりません。また、6か月未満の業務を委託している場合も配慮するよう努めなければなりません。

配慮の例

- 妊婦健診がある日について、打ち合わせの時間を調整したり、就業時間を短縮したりする
- 育児や介護などのため、オンラインで業務を行うことができるようにする

③ハラスメント対策に関する体制整備

ハラスメントによりフリーランスの就業環境が害されることがないように、相談対応のための体制整備などの必要な措置を講じなければなりません。

体制整備などの必要な措置の例

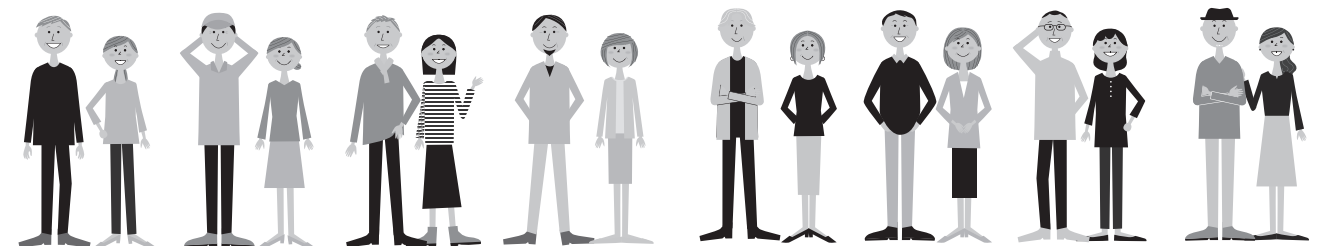
- 従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う
- ハラスメントに関する相談の担当者や相談対応制度を設けたり、外部の機関に相談への対応を委託する
- ハラスメントが発生した場合には、迅速かつ正確に事実関係を把握する

④中途解除等の事前予告・理由開示

フリーランスに対して6か月以上の業務を委託している場合で、その業務委託に関する契約を解除する場合や更新しない場合、少なくとも30日前までに、①書面②ファクシミリ③電子メール等による方法でその旨を予告しなければなりません。

また、予告がされた日から契約が満了するまでの間に、フリーランスが解除の理由を請求した場合、同様の方法により遅滞なく開示しなければなりません。

フリーランス法について詳しくは、公正取引委員会の特設サイトへ
https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2024/



中小企業のための
経営レポート

～介護離職を防ぐために～
ビジネスケアラーの現状について

有限会社未来教育設計 代表 吉住 裕子（中小企業診断士）

《突然やってくる介護》

「親の介護をすることになった」という話を日常的に聞くようになりました。自分も友人も50～60歳代にあたるため必然的に多くなっているのだと思います。介護は、当人や家族だけでは済まされない多くの課題を含んでおり、特に大きな課題のひとつが「仕事と介護の両立」でしょう。

本年5月には育児介護休業法等の改正法が国会で可決・成立しました。そこで今回のレポートでは、介護者となる労働者の状況に着目してみたいと思います。

1991年に育児休業法として成立し、1995年改正で介護休業が盛り込まれた育児・介護休業法は、その流れからも育児支援が先行して充実してきているように思います。育児における課題とはまた違った難しさが介護にはあります。介護の取組における難しさについて4つほど挙げてみます。

- ・計画することが難しい：要支援であったのに、つまずいて転倒したことにより一気に要介護状態になってしまうなど、症状の進行や状態の切り替わり時期を読むことができません。また育児のように小学校就学時期までといった区切りがつけられず、終わりの見えない取組になります。
- ・症状等が人により様々である：身体が不自由になり介護が必要になる方もいれば、認知症の発症による方、重なる方と分かります。認知症とひとくちに言ってもタイプがあり、現れる症状もケアする点も変わります。認知症初期においては進行度合を遅らせるために、施設に入らずに自宅で従来の日常生活を送れるようにサポートしたほうが良いという説もあります。認知症初期だから介護者の負担が軽いとは限りません。
- ・大人ひとり分の生活を引き継ぎ管理する重さ：判断能力に不安が見られる場合、金銭管理や契約関連のサポートが必要になります。要介護者本人から現状を聞き取り把握することから始め、金融機関や契約先と確認や手続きを行うなど、時間や労力が想定以上にかかることがあります。
- ・介護についての知識・情報や経験を十分に持っておらず、手探り状態で行う

親が弱ってしまったことに対するショックだけでなく、経験したことのない事態に突然直面し、自身の生活時間もスタイルも一変せざるを得なくなることは、介護者にとって小さくない心理的・肉体的負担になります。仕事においても集中力や遂行力の低下を招くことは十分に考えられます。

《ビジネスケアラーの現状》

仕事を続けながら家族などを介護する働き手のことを「ビ

ジネスケアラー」と呼ぶようになりましたが、経済産業省が本年3月26日に公表した「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」からは次のような現状がわかります。

●どれぐらいの人がビジネスケアラーになる可能性があるか

既に日本は、全人口の4人に1人が65歳以上の超高齢社会になっていますが、今後どうなるかと言えば、2020年に15歳から64歳の現役世代が7,500万人、65歳以上が3,600万人の状態であったところが、30年後の2050年には、現役世代が5,500万人に減り、65歳以上が3,900万人に増えると予想されています。

2030年には家族を介護する人口が833万人になると見込まれ、そのうちの約4割にあたる318万人がビジネスケアラーと試算されています。労働人口当たりで示すと2030年のビジネスケアラーは21人に1人の割合になるとのことです。ちなみに2025年のビジネスケアラーの予想人数は307万人とされていましたが、5年先と考えるよりも直近の課題として捉えておくほうが良いと思われます。

●介護の担い手は誰か

誰が介護を担うかについて変化が起きており、嫁介護が減少しているとのこと。2004年のデータでは、介護の担い手は、要介護者本人から見た実子が24.8%、配偶者が24.7%、実子の配偶者が21.8%でした。それが2022年のデータでは、要介護者本人からみた実子が26.4%、配偶者が23.0%、実子の配偶者が6.3%となっています。この変化の要因として共働き世帯の増加が挙げられ、性別役割分担の時代は終わっており、働く誰もが介護者になることを伝えていました。

家族以外の介護の担い手のことについては詳しく触れていませんでしたが、その部分の検討も仕事と介護の両立につながっていくと考えます。身内だけでなんとか介護を担おうとする意識や体制を変えていかねば、立ち行かなくなることでしょう。

●ビジネスケアラーになる年代はどの階層が多いのか

年齢階層別に捉えたビジネスケアラーの割合は、55～59歳がトップ（7.9%）、次いで60～64歳（6.3%）、50～54歳（5.7%）、45～49歳（3.2%）と続いていました。企業の事業活動の中核的な役割を担う人材がビジネスケアラーになっており、特に中小企業においては、この中核人材が介護のために仕事を離れることによる影響の大きさが問題であるとされています。

《最初の一步》

先に挙げました経営者向けガイドラインでは、介護両立支援の充実について企業経営上の優先順位を上げていくこと

が重要としています。組織それぞれの事情により可能な支援策は変わってくると思いますが、全企業が取り組むべき事項として3つのSTEPを示しています。

STEP1：経営層のコミットメント → STEP2：実態の把握と対応 → STEP3：情報発信

外部が安易に立ち入りにくい介護の話ではありますが、労働者個人の問題とするのではなく、事業者も支援に入ることを宣言し、まずは現状をよく知ることから。その最初の一步で気づくことや見つけたヒントが次の大きな一步につながると思います。

公正取引委員会による
「出張！トリテキ(取引適正化推進)会議」のお知らせ

労務費を価格転嫁するために ～組合等の会合で説明します～

公正取引委員会より、労務費を価格転嫁するための取組を示した「労務費指針」の内容を中小企業の方々へぜひ直接届けたいと申し出がありました。

そこで中小企業の方々がお集まりになられる組合等の定例会合や研修の場で、労務費指針などについて説明できる機会や、参加者の方々から労務費の価格転嫁に関する御意見を頂戴できる機会に関して周知依頼がありました。

「出張！トリテキ(取引適正化推進)会議」の申込みや詳細の問い合わせは、下記までお願いします。
公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課(指導班)
電話(直通):03-3581-3375

● 労務費指針とは

公正取引委員会では、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(略称は「労務費指針」です)」を公表しました。狙いは、転嫁しづらい労務費に関し、賃上げ原資確保のための価格交渉を促進することです。

この指針のポイントは、発注者として採るべき行動(6項目)に加え、受注者が採るべき行動(4項目)及び発注者・受注者の双方が採るべき行動(2項目)を明示したことにあります。

とくに値上げ要請の根拠資料として公表資料の活用を説いた項目は、労務費だけでなく、原材料費、エネルギーコスト等の上昇局面での価格交渉においても応用できます。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

● 手形期間等の新ルール 受注者の資金繰り改善が期待できます
代金支払いに関する手形等のサイトは60日以内となります

手形、一括決済方式、電子記録債権(以下「手形等」という。)が下請代金の支払手段として用いられた場合の手形サイト等に係る下請法の指導基準は、これまで120日(繊維業は90日)でした。今回の改正で、この指導基準を全業種60日以内に短縮し、令和6年11月1日以降に交付された手形等について60日を超える長期の手形等は禁止規定に違反するおそれがあるものとして指導の対象とする下請法の執行方針を明らかにしたものです。この改正を契機として、サプライチェーン全体の取引適正化の推進が期待されています。

プロフィール
Profile



有限会社未来教育設計
代表 吉住 裕子

【経歴】

1999年 独立開業
2005年(有)未来教育設計 設立
●中小企業診断士、1級販売士、ITコーディネーター
地理的表示保護制度 近畿ブロックアドバイザー
●企業・団体様の新規事業立ち上げや人材成長支援を企画
づくりから一緒にさせていただいております。
◇ホームページ：<https://miraikyoiku-lab.com/>

暑中お見舞い申し上げます

令和6年 盛夏

兵庫県手延素麺協同組合

理事長
井上 猛

〒679-4167
たつの市龍野町富永219番地の2
TEL 0791-62-0826 FAX 0791-62-3838

兵庫県信用組合

理事長
橋爪 秀明

〒650-0023
神戸市中央区栄町通3丁目4番17号
TEL 078-391-6025 FAX 078-330-4020

川重協力工場協同組合

理事長
四ツ井 泰彦

〒650-8670
神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号
TEL 078-681-5171 FAX 078-681-5173

東山書院

代表者
夏川 寛美

〒673-0868
明石市東山町3773-143
TEL 078-913-6704 FAX 078-913-6704

兵庫県屋外広告美術協同組合

理事長
井野 克彦

〒651-0084
神戸市中央区磯辺通1丁目1-18-601号
カサハラ国際プラザビル6階
TEL 078-261-9217 FAX 078-261-9219

日本ケミカルシューズ工業組合

理事長
河野 忠友

〒653-0037
神戸市長田区大橋町3-1-13
TEL 078-641-2525 FAX 078-641-2529

兵庫県鍍金工業組合

理事長
山内 勝也

〒670-0947
姫路市北条1080-2 フジコー棟内
TEL 079-288-6353 FAX 079-288-6366

協同組合
アイ・エイチ・アイ相生協力会

理事長
大塚 一登

〒678-0041
相生市相生5292番地
TEL 0791-22-5610 FAX 0791-22-1422

神戸個人タクシー事業協同組合

理事長
池田 恵

〒652-0852
神戸市兵庫区御崎本町3丁目2番5号
TEL 078-651-2239 FAX 078-671-9071

兵庫県紙器段ボール箱工業組合

理事長
樋口 雄

〒652-0811
神戸市兵庫区新開地5丁目1-7
古湊ダイヤハイツ701号
TEL 078-341-2995 FAX 078-341-3038

兵庫県電気工事工業組合

理事長
堀口 繁

〒652-0852
神戸市兵庫区御崎本町2丁目9-7
TEL 078-671-3903 FAX 078-671-2370

兵庫県自動車車体整備協同組合

理事長
奥田 総一郎

〒651-2137
神戸市西区玉津町出合134番地
TEL 078-921-5820 FAX 078-921-5830

協同組合尼崎工業会

理事長
堀田 茂行

〒660-0881
尼崎市昭和通2丁目6番68号
尼崎中小企業センター6階
TEL 06-6401-1074 FAX 06-6401-1419

兵庫県板金工業組合

理事長
池垣 五雄

〒650-0004
神戸市中央区中山手通6丁目3番7号
TEL 078-341-3377 FAX 078-341-3731

兵庫県遊技業協同組合

理事長
平山 龍一

〒650-0012
神戸市中央区北長狭通5丁目3番11号
兵庫県遊技会館内
TEL 078-351-2371代 FAX 078-351-5018

協同組合
神戸船用品センター

理事長
花田 斗志夫

〒650-0046
神戸市中央区港島中町2丁目2番1
TEL 078-302-2755 FAX 078-302-2756

加古川卸団地協同組合

理事長
大辻 嘉衛

〒675-0012
加古川市野口町野口687番地の70
TEL 079-425-0010 FAX 079-425-1775

兵庫県電設資材卸業協同組合

理事長
小林 義昭

〒652-0833
神戸市兵庫区島上町1丁目4番18号
TEL 078-939-4807 FAX 078-939-4853

伊丹菱栄会

会長
勝山 秀明

〒674-0064
明石市大久保町江井島875番地1号
TEL 078-936-0905 FAX 078-935-7138

兵庫県環境事業商工組合

代表理事
森本 武司

〒650-0016
神戸市中央区橋通4丁目2-6
セントラルハイツ神戸橋通203号
TEL 078-351-6890代 FAX 078-351-6895

淡路瓦工業組合

代表理事
濱口 健一

〒656-0332
南あわじ市湊134
TEL 0799-38-0570 FAX 0799-37-2030

情報ベンチャー協同組合

代表理事
菱川 照章

〒655-0852
神戸市垂水区名谷町春日手2279-1
TEL 078-796-3610 FAX 078-796-3620



メルマガ会員募集中！

登録無料

兵庫県中央会の補助事業や行政の施策等のイチオシ情報を毎月メールマガジンにて配信しています。
QRコードもしくは下記URLからぜひご登録ください！
URL：https://www.chuokai.com/mailmagazine/

「バーチャル展示会HYOGO！」出展者募集中！

登録利用料 無料

兵庫県中央会では、兵庫県内事業者様の企業や商品・技術の新規取引先開拓等ビジネスマッチングを目的に無料でご利用いただけるデータベースサイト「バーチャル展示会 HYOGO！」を運営しております。
ぜひ、組合活動のPRや販路開拓にご活用ください。

兵庫県中央会 バーチャル展示会 検索

“ひょうご”の中小企業を補償でサポート！



ひょうご共済

兵庫県共済協同組合

WEBサイトにて各種補償制度をご紹介します。

神戸市中央区下山手通6-3-28

ひょうご共済

検索



～うれしい！たのしい！！そして役立つ！兵庫社労士協同組合～



兵庫社労士協同組合

理事長 田村 昭治

地域の皆さまと中小企業をサポートする兵庫の社会保険労務士を支援します！！

神戸市中央区下山手通7丁目10番4号（兵庫県社会保険労務士会館内）
TEL 078 (335) 8894 FAX 078 (360) 4919

動く！つなぐ！結ぶ！



兵庫県中小企業団体中央会

会長 濱口 健一

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
TEL 078 (331) 2045 FAX 078 (331) 2095

めざせ！1組合 1組合士
～組合のあしたを拓く組合士～



兵庫県中小企業組合士協会

会長 並河 俊夫

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県中小企業団体中央会内
TEL 078 (331) 2045 FAX 078 (331) 2095

～組合運営の要となる事務局機能の
強化と相互に緊密な連絡を目指す！～

兵庫県中小企業組合事務局協議会

会長 山村 栄二

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県中小企業団体中央会内
TEL 078 (331) 2045 FAX 078 (331) 2095

Hyogo-United
Business Association

兵庫県中小企業青年中央会 (Hyogo-UBA)

会長 柏木 亮太

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県中小企業団体中央会内
TEL 078 (331) 2045 FAX 078 (331) 2095



変わるあなたを、変わらず支える。

この国の経済成長を支えてきた、浦安鉄鋼団地協同組合。商工中金は50年以上にわたりこの組合をサポートし、時代の変化とともに乗り越えてきました。社会が大きく変わっていく今、鉄鋼業界も変わらなければならない。鋼材の付加価値を高める。後継者問題に向き合う。新たな顧客と出会う。時代の節目に立つ中小企業組合や企業の皆さまとともに商工中金も挑みつけます。

企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。商工中金

神戸支店 〒650-0032
姫路支店 〒670-0015
尼崎支店 〒661-0976

神戸市中央区伊藤町111
姫路市総社本町111
尼崎市潮江1-2-6 JRE尼崎フロントビル 10階

TEL: 078 (391) 7541
TEL: 079 (223) 8431
TEL: 06 (6495) 1666